

資格考核情報 《翻译导游考试信息》

作为一名翻译导游，不仅需要拥有语言能力，而且还需要对日本的地理、历史、甚至产业经济、政治以及文化等各个领域都拥有广泛的知识。

作为一名翻译导游而从事这项工作，需要通过国土交通大臣实施的“翻译导游考试”，并将自己的姓名住址登录于所在都道府县。所有不遵照上述程序而自行充当、从事翻译导游的行为均是违法的，若被查出，将依照翻译导游法规定接受惩处（处以 50 万日元以下的罚款）。

无论谁、无论任何年龄、性别、学历或国籍的人，都可以参加翻译导游考试。

去年度，这项考试的日程安排为：5 月中旬至 6 月中旬填表报考，9 月笔试，12 月口试。平成 20 年度的日程基本上与去年度一致。国际观光振兴机构将于 4 月以后，在其网页上公布有关的具体事宜。

〈联络方式〉

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 2-10-1

东京交通会馆 10 楼

国际观光振兴机构 国内服务部

翻译导游考试股

TEL：03-3216-1903

<http://www.jnto.go.jp/jpn/index.html>

※ 我们曾在本刊第 27、28、29、33 期上登载过有关翻译导游考试的内容，敬请各位参阅。



資格試験情報「通訳案内士試験」

通訳案内士は、単に語学力だけでなく、日本地理、日本歴史、更に産業、経済、政治及び文化といった分野に渡る幅広い知識が求められます。

報酬を受けてこの仕事を行うには、国土交通大臣が実施する「通訳案内士試験」に合格して都道府県に氏名、住所等を登録する必要があります。この手続きを踏まずに通訳ガイドの業務を行うことは違法であり、通訳案内士法により罰せられることとなっています。（50万円以下の罰金）

通訳案内士試験は、年齢、性別、学歴、国籍等に関係なくだれでも受験することができます。

昨年度は、願書配布及び受付が5月中旬から6月中旬まで、筆記試験が9月、口述試験が12月に実施されましたが、平成20年度もほぼ例年通りとのことです。詳細は4月以降に国際観光振興機構のホームページ上で発表される予定です。

〈問い合わせ先〉

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 2-10-1

東京交通会館10階

国際観光振興機構 国内サービス部

通訳案内士試験係

TEL：03-3216-1903

<http://www.jnto.go.jp/jpn/index.html>

※通訳案内士試験関連の記事は27,28,33号でも掲載しています。ご参照ください。

听讲资助信息

《家庭助理员培训及有关护理资格的考核资助》

(財)中国残留孤儿援护基金对听取家庭助理员培训讲座的学员，给与了部分学费资助，从平成 20 年开始，资助对象扩大到了更为广泛的学科领域。可申请接受学费资助的讲座为：

①家庭助理员 2 级讲座

(→本刊第 28 期已做介绍)

②家庭助理员 1 级讲座

(→本刊第 28 期已做介绍)

③护理福祉人员备考讲座

(→本刊第 29、30 期已做介绍)

④护理主管(护理支援专业人员)备考讲座

资助对象为来自中国・库页岛的遗孤第一代、第二代、第三代及其配偶。资助金额为每门讲座之学费(包括消费税)的 80%，最高资助金额为 8 万日元。中国残留孤儿援护基金每月都办理申请，但原则上须在报名参加各科学习之前提交申请书。

〈联络方法・资料索取〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-5-8

オフィス虎ノ門 1 ビル

(財)中国残留孤儿援护基金

业务调查课

TEL：03-3501-1050、FAX：03-3501-1026

講座受講援助情報

「ホームヘルパー養成及び介護関連資格取得に係る援助」

(財)中国残留孤儿援护基金では、ホームヘルパー養成講座受講者に対し授業料の一部の援助を行ってきましたが、平成 20 年からは、援助の対象となる講座がさらに広がりました。援助の対象となる講座は、

①ホームヘルパー 2 級講座(→28 号で紹介)

②ホームヘルパー 1 級講座(→28 号で紹介)

③介護福祉士受験対策講座(→29、30 号で紹介)

④ケアマネージャー(介護支援専門員)受験対策講座です。

援助の対象者は、中国・樺太等帰国者一世、二世及び三世並びにそれぞれの配偶者です。援助額は、当該講座受講料(消費税含む)の 80% で、援助額の上限は 8 万円で、募集は毎月行っていますが、申請書類等は原則として当該講座受講前に提出してください。

〈お問い合わせ・資料請求〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-5-8
オフィス虎ノ門 1 ビル

(財)中国残留孤儿援护基金
業務調査課

TEL：03-3501-1050、FAX：03-3501-1026

